

## 特定処遇改善加算の申請に伴う取り組みについて

当法人は、障害福祉人材の育成に伴い、経験、技能のある障害福祉人材に対する賃金を上げ、育成していくため、特定処遇改善加算を取得し賃金改善の取り組みを行っています。その中身につきまして以下ご説明いたします。

① 従業員を以下の3種類のカテゴリーに分ける。

A：経験技能のある障害福祉人材：次のいずれかを満たす人材

1.福祉・介護職員のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する者で、10年以上の障害福祉サービス等での実務経験を有する者

2.心理指導担当職員（公認心理士も含む）、サービス管理責任者として障害福祉サービス等で実務経験が10年以上の者

3.実務経験年数が10年満たない者で、高い能力・技能等を持つと法人が認めた者

B：A以外の障害福祉人材

C：その他の職種

② ①のA及びBに対して以下の金額を処遇改善手当として毎月支給する。

A：18,000円

B：9,000円

以上、特定処遇改善加算の申請の条件の一つである、見える化要件に従って、その取り組みについて公表させていただきました。当法人はこれからも質の高いサービスを提供するために、人材育成に取り組んでまいります。